

公裁録  
取計方  
寺社

義

9

保3  
5286  
2



門 7 保 8  
番 3286  
卷 2

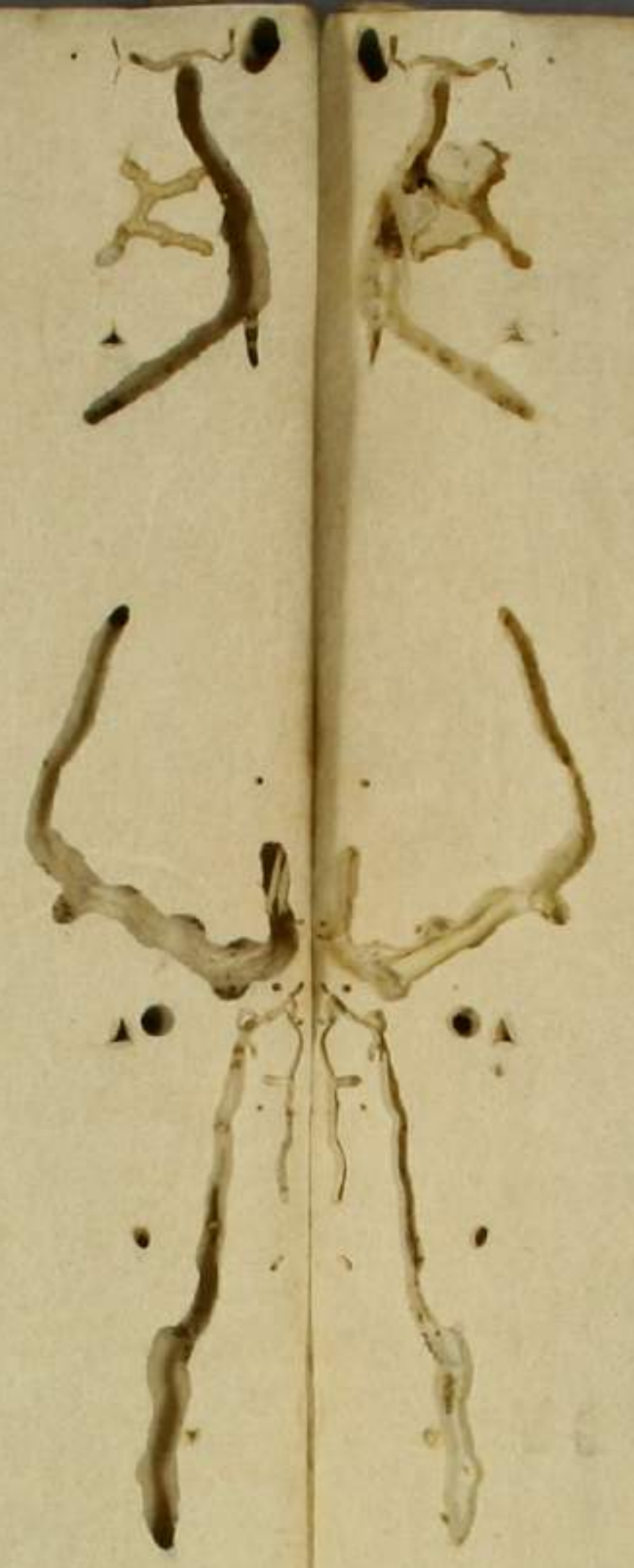
一 西行方之部

- 一 六月廿三日西行方之部
- 二 海船同書未中知字之公使傳
- 三 西行方之部
- 四 村及人正難用其方
- 五 國人中傳正篇海及日
- 六 陸送病人
- 七 寺人旅人止篇
- 八 苗字常力
- 九 新編之相公傳
- 十 二月八日
- 十一 高岡跡堂
- 十二 中御方
- 十三 足利氏
- 十四 中御方

末の括弧は別見合



- 四十五 中府...
- 四十六 惟...
- 四十七 在...
- 四十八 在...
- 四十九 在...
- 五十 在...
- 五十一 在...
- 五十二 在...
- 五十三 在...
- 五十四 在...
- 五十五 在...



一 寺社之部

- 一 寺社...
- 二 在...
- 三 在...
- 四 在...
- 五 在...
- 六 在...
- 七 在...
- 八 在...
- 九 在...
- 十 在...
- 十一 在...
- 十二 在...
- 十三 在...

三十一...

三十一...

三十一...

三十一...

三十一...

- 十四 官河跡方六右階用蓮舟付其方の事
  - 十五 寺号山号の事
  - 十六 額系山号の事
  - 十七 寺院原傳揚高為の事
  - 十八 洞名音高の事
  - 十九 神藏の國名下りの事
  - 二十 堂主方、櫛三系、多依、校、若、細、以、雲の事
  - 廿一 一向家、家方、認方の事
  - 廿二 極階高の事
  - 廿三 百姓其身、八代、仙、傳の事
  - 廿四 百姓、皇、離、其身、八代、神、藏の事
  - 廿五 文子、皇、離、及、り、の事
  - 廿六 支、修、行、形、上、年、河、法、言、向、家、作、由、傳、高、の、事
  - 廿七 着、坊、僧、の、事
  - 廿八 元、化、傳、入、云、う、中、年、法、を、不、可、分、の、事
- 十三條廿五條合



- 廿九 伝、藏、傳、の、情、垂、打、出、の、事
  - 卅 福、家、繼、高、の、傳、傳、高、の、事
  - 卅一 寺、院、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 卅二 淨、宗、末、地、の、傳、傳、高、の、事
  - 卅三 神、道、末、地、の、事
  - 卅四 寺、院、末、地、の、傳、傳、高、の、事
  - 卅五 堂、主、方、の、事
  - 卅六 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 卅七 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 卅八 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 卅九 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十一 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十二 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十三 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十四 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十五 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十六 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十七 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十八 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 四十九 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
  - 五十 傳、藏、の、傳、傳、高、の、事
- 十三條廿五條合

四 寺院再修寺名

寺名

寺院

寺名

寺院

寺名

寺院

寺名

寺院

寺名

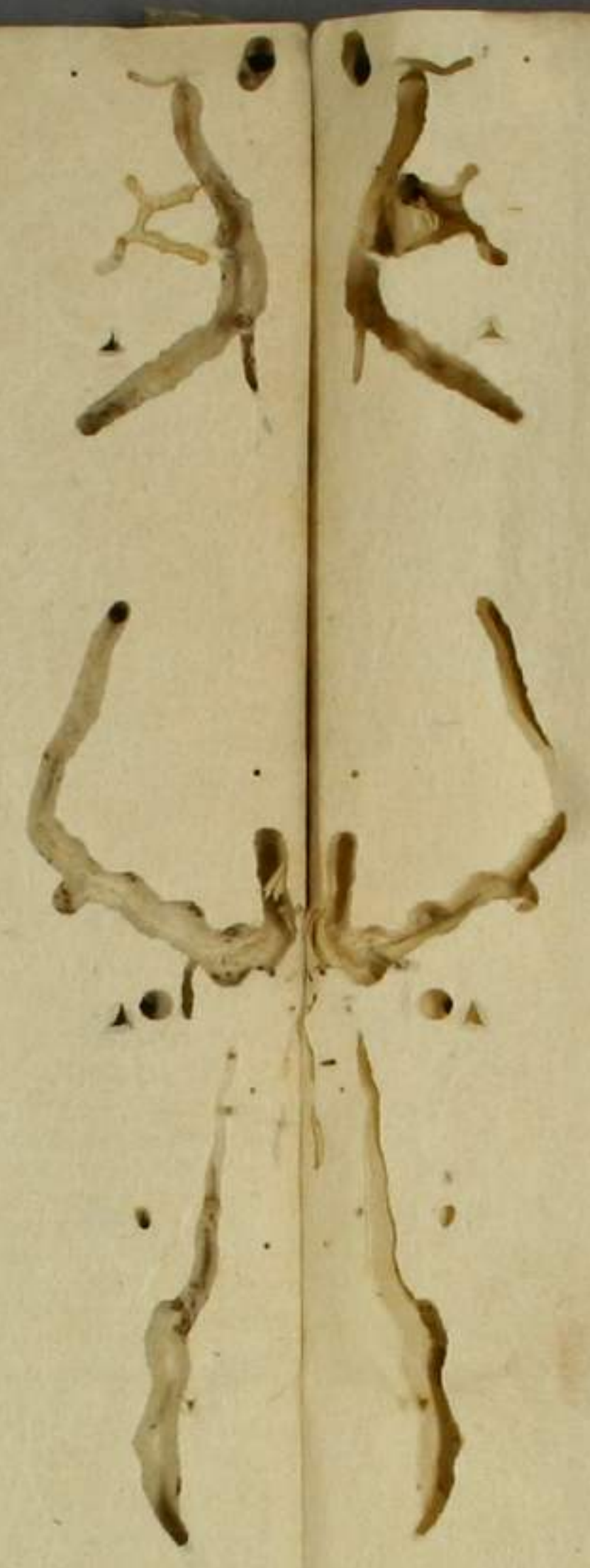
寺院

寺名

寺院

寺名

寺院



二十九 蔡州

谷中

園東

寺名

寺院

寺名

天

天

天

天

天部

一

六月... 天部

宣... 天部

一... 天部

一... 天部

一... 天部

一... 天部

一... 天部

一... 天部







諸君の爲に爲るべき事は六月以上不雨漸く計六月海日十月海日と限有  
此書外先甲乙之類に向て其の所を其の爲るべき事は六月以上不雨漸く計六月海日十月海日と限有  
む道は通るべき事あり

右書書來宛宛致十市十月十日 神威方海定不雨漸く計六月海日十月海日と限有  
**此書外先甲乙之類に向て其の所を其の爲るべき事は六月以上不雨漸く計六月海日十月海日と限有**

**此書外先甲乙之類に向て其の所を其の爲るべき事は六月以上不雨漸く計六月海日十月海日と限有**

天國二宮九月廿日復書書其の所を其の爲るべき事は六月以上不雨漸く計六月海日十月海日と限有  
不雨漸く計六月海日十月海日と限有

不雨漸く計六月海日十月海日と限有

不雨漸く計六月海日十月海日と限有

不雨漸く計六月海日十月海日と限有

不雨漸く計六月海日十月海日と限有

**此書外先甲乙之類に向て其の所を其の爲るべき事は六月以上不雨漸く計六月海日十月海日と限有**



**村役人之為難用其方之事**

實政十年年若浪中野事の或は海濱村に於て押込盜賊等宿多々古  
捕者能得る海濱村役人之為難用其方之事

海濱村役人之為難用其方之事

海濱村役人之為難用其方之事

海濱村役人之為難用其方之事

海濱村役人之為難用其方之事

海濱村役人之為難用其方之事

海濱村役人之為難用其方之事

海濱村役人之為難用其方之事

**天明十年八月**

日美通申書格不役人之為難用其方之事

伊予松尾町中支店  
日定道中 栗原  
改人 九

右にその内御過敷に宛てて捕縛あり者其御公儀定書に於て根巻をの  
ふり而その敷に百疋を附す捕縛ありて居候に御入用候公儀下と  
方にお目録用紙に御進呈し入用下り申上り候事以上

申上り

此御過敷に御入用下り候事以上  
村内一帯中より其の御入用下り候事以上  
難法不申上り候事以上

伊予松尾町中支店 伊予松尾町中支店

久世丹後守  
伊予松尾町中支店  
吉屋林蔵



右に御過敷に御入用下り候事以上  
見付捕縛ありて居候に御入用下り候事以上

一切入用候事以上  
御入用下り候事以上

以上

伊予松尾町中支店

大洲御過敷に御入用下り候事以上  
或家より其の御入用下り候事以上  
末之御入用下り候事以上

三月

因に其御過敷に御入用下り候事以上

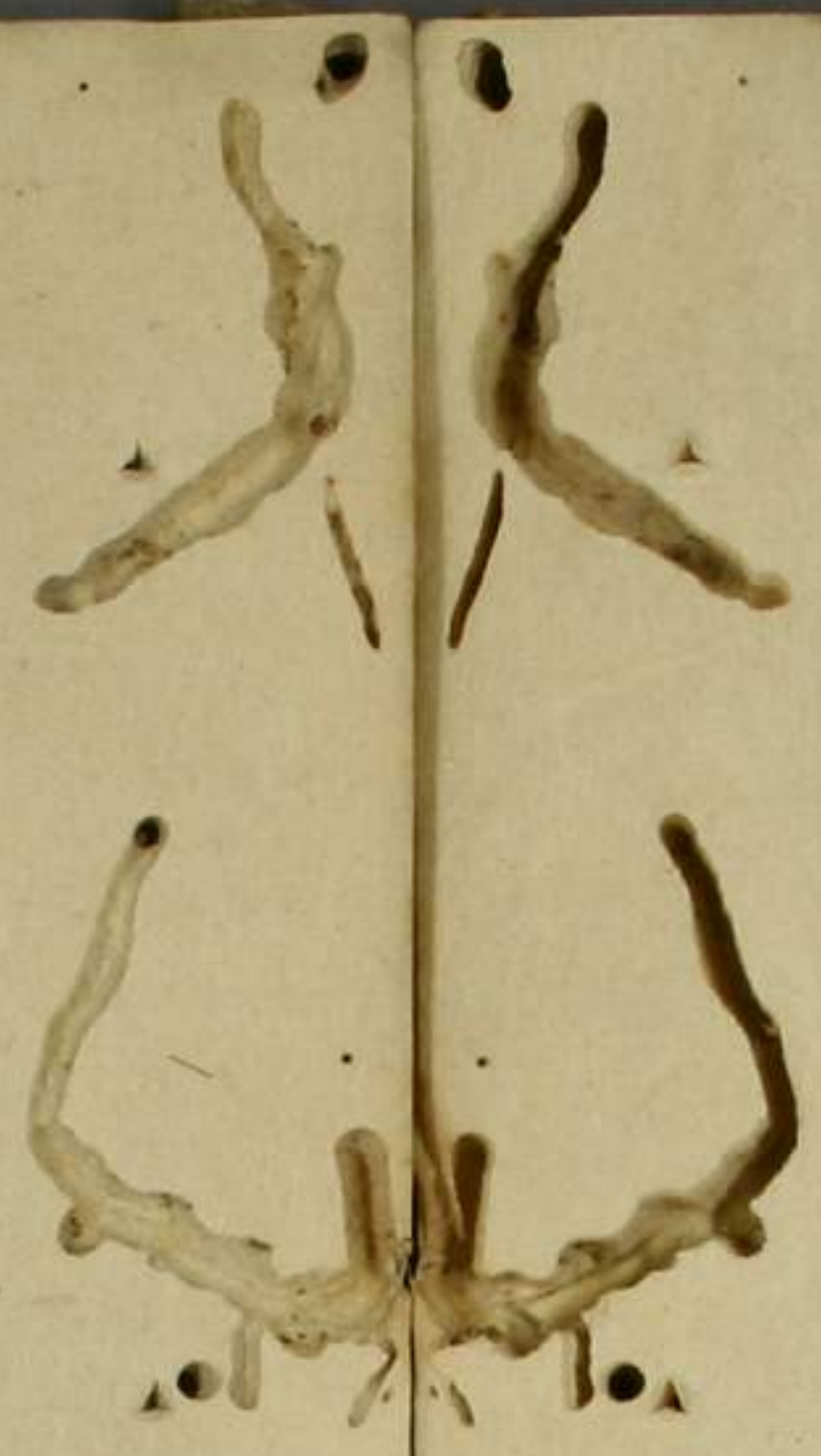
天保六甲三月末御過敷に御入用下り候事以上  
右に御過敷に御入用下り候事以上  
着候御過敷に御入用下り候事以上  
御入用下り候事以上

五

浦之濱ノ栲幡漆以爲一栲幡漆之舟也其舟之廣三丈餘其長八丈餘其舟之  
後方之舟之長六丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘  
此舟之長六丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘

經送病人之事

明和十二年丙午箱根代官ノ為勸東海通中山道甲州道中ノ事也其  
右ノ栲幡漆舟ノ舟師佐々木其舟ノ長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘  
其人其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘  
其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘  
其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘



後舟中ノ栲幡漆舟ノ舟師佐々木其舟ノ長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘  
其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘

舟中ノ栲幡漆舟ノ舟師佐々木其舟ノ長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘

舟中ノ栲幡漆舟ノ舟師佐々木其舟ノ長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘

舟中ノ栲幡漆舟ノ舟師佐々木其舟ノ長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘

舟中ノ栲幡漆舟ノ舟師佐々木其舟ノ長八丈餘其舟之廣二丈餘其舟之長八丈餘其舟之廣二丈餘

天十二年



明治二十三年元月

山内山内

川 越前  
松 對馬  
安 強州  
石 備前

中流に在る渡書其方は在能為月信者不若生常日常一幸廣地而相  
以第山内之何所(注)流之方より格別其方は相之長久の分を極と  
以第山内福不不知者(注)自來之方傳之其の方より可其方は  
其方は相之上知者(注)山内大古傳之其の方より其時より其味も同  
以相可自後也

山内山内 年月不知未年月年月

新規 相傳傳建立傳止

高傳(其)山内福書(注)山内福書(注)山内福書(注)山内福書(注)山内福書(注)

山内山内

文化十有二月山内山内(注)山内山内(注)山内山内(注)山内山内(注)山内山内(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)

天明己巳八月山内山内(注)山内山内(注)山内山内(注)山内山内(注)山内山内(注)

中國西國其外是也(注)中國西國其外是也(注)中國西國其外是也(注)中國西國其外是也(注)中國西國其外是也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)  
其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)其方は相之極不後也(注)

考報表為一育信之取限也... 考報表為一育信之取限也... 考報表為一育信之取限也...

附錄

文苑十五子... 文苑十五子... 文苑十五子... 文苑十五子...

宮商亦堂上方... 宮商亦堂上方...

文苑九成... 文苑九成... 文苑九成... 文苑九成...



考報表為一育信之取限也... 考報表為一育信之取限也... 考報表為一育信之取限也...

中... 中...

文苑十五子... 文苑十五子... 文苑十五子...

考報表為一育信之取限也... 考報表為一育信之取限也... 考報表為一育信之取限也...

大化十二年三月庚辰詔

都下田科布内東西并形勢險峻之區院改田押屋方之田租如故  
去歲十月日道為月租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
九月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
去年十月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
一俾之田租之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內

大化十二年四月庚辰詔

都下田科布内東西并形勢險峻之區院改田押屋方之田租如故  
去歲十月日道為月租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
九月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
去年十月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
一俾之田租之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內

大化十二年三月庚辰詔

大化十二年三月庚辰詔

天朝七月庚辰詔在通江院改田押屋方之田租如故  
去歲十月日道為月租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
九月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
去年十月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
一俾之田租之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內

大化十二年三月庚辰詔

天朝七月庚辰詔在通江院改田押屋方之田租如故  
去歲十月日道為月租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
九月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
去年十月日限田押屋之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內  
一俾之田租之田租限江之押屋之谷倉之雜物亦在田租之內





浦之礼方... 其不... 四月

十七

唐朝新... 其方... 右文...

右文... 其方... 右文...

十六

道中... 其方...

其方... 其方...

十九

柱州... 其方...

二十

田... 其方...

其方... 其方... 其方...

此後在在而中法人之所法令有之  
而最爲得而可也且自以上

凡合之者亦不

以之而方今事之入也抱法而令法而守法也日延而不知其所以也  
以之而其法亦不思而後人之家之計其書其法也法亦不思而後不  
得法亦改之其法亦不思而後人之家之計其書其法也法亦不思而後不  
以之而方今事之入也抱法而令法而守法也日延而不知其所以也  
以之而其法亦不思而後人之家之計其書其法也法亦不思而後不  
得法亦改之其法亦不思而後人之家之計其書其法也法亦不思而後不

勸明而所國家之法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
十二箇人其法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
而法亦不思而後人之家之計其書其法也法亦不思而後不

中法之法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
日法而極法令雖多而法不居也法也法也法也法也法也法也  
之人其法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
而法亦不思而後人之家之計其書其法也法亦不思而後不  
中法之法也

戊九月

何之

其人之法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
其法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
其法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也

其法也法人之法也

其法也法人之法也

其法也法人之法也  
其法也法人之法也  
其法也法人之法也

其法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
其法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也  
其法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也法人之法也

河原橋より西道中

未七月

身一人宿り居り申す身一人に... 大分... 河原橋より西道中

三

指しおる... 其時... 河原橋より西道中

三

指しおる... 河原橋より西道中

三

田方... 河原橋より西道中

河原橋より西道中

十四

三波丸海... 嘉慶六年... 通法... 越石...

十五

三波丸海... 嘉慶六年... 通法... 越石... 清...

十六

三波丸海... 嘉慶六年... 通法... 越石... 清...

三波丸海... 嘉慶六年... 通法... 越石... 清...

其後海島戸假沈文... 可且多如以上

右同以村方中書有... 其後海島戸假沈文... 可且多如以上

書物... 其後海島戸假沈文... 可且多如以上

其後海島戸假沈文... 可且多如以上

其後海島戸假沈文... 可且多如以上

其後海島戸假沈文... 可且多如以上

天明乙巳年 大倉野呂信長

常陸守信長

一 揚由天皇村幸由事... 揚由天皇村幸由事

書物... 揚由天皇村幸由事... 揚由天皇村幸由事

千七

海島戸假沈文

其後海島戸假沈文... 可且多如以上

此等事乃小利而大用... 文政六年... 用建中... 楊州... 家老...

此書物... 他... 水... 物... 代... 以... 上... 自...

宮門跡寺院志

中... 宮門跡... 寺院... 志... 其... 外... 院... 志... 寺... 院... 志... 寺... 院... 志...

文政三年十一月十二日付書付

想向の節方且邦古流来借附金 欲安承以年 守右延御子頼信等の上  
と授託事之難は 存其の事を云ふ

又、此借附金は 利息は年 限定之借附金也  
申渡向後 是借附金 取居り 借附金 利息 容易  
不承 借附金 以 且 承 其 事 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易  
借附金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易

一、右借附金 借附金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易  
申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易  
申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易

右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也  
申渡向後 是借附金 取居り 借附金 利息 容易  
不承 借附金 以 且 承 其 事 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易  
借附金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易

右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也

右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也

文政三年八月 関流官 借附金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易  
申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易  
申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易 申 渡 向 後 借 附 金 利息 容易

右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也

三  
右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也

右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也

右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也

右、此借附金は 利息は年 限定之借附金也

十日

二十日

三十日

・ 振分次第書

但し内々今又々此後長年... 押込日数... 振分... 振分... 振分...

三所以上控院

火元... 火元... 火元... 火元... 火元... 火元... 火元... 火元... 火元... 火元...

地目... 地目... 地目... 地目... 地目... 地目... 地目... 地目... 地目... 地目...

村役人... 村役人... 村役人... 村役人... 村役人... 村役人... 村役人... 村役人... 村役人... 村役人...

一 関東... 関東... 関東... 関東... 関東... 関東... 関東... 関東... 関東... 関東...

久武... 久武... 久武... 久武... 久武... 久武... 久武... 久武... 久武... 久武...

運了... 運了... 運了... 運了... 運了... 運了... 運了... 運了... 運了... 運了...

享和四年... 享和四年... 享和四年... 享和四年... 享和四年... 享和四年... 享和四年... 享和四年... 享和四年... 享和四年...

一 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分...

一 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分... 振分...









田原水沼波方山解書之事

田原水沼波方山解書之事  
田原水沼波方山解書之事...  
田原水沼波方山解書之事...

田原水沼波方山解書之事...  
田原水沼波方山解書之事...

十月

田原水沼波方山解書之事...  
田原水沼波方山解書之事...



田原水沼波方山解書之事...  
田原水沼波方山解書之事...

知十二月

田原水沼波方山解書之事

田原水沼波方山解書之事

田原水沼波方山解書之事...  
田原水沼波方山解書之事...

二月

田原水沼波方山解書之事...  
田原水沼波方山解書之事...



一、此後所傳... 由國山

十月十日  
連和案

青... 於方... 於...

中十月

或由... 包

飯橋

書... 中... 言...

天國元  
廿二月



山村信隆寺

村... 定...

廿二月

天國元... 廿二月

武... 廿二月

山村信隆寺

私... 具... 村...

廿二月

飯橋

右... 右...













文政七年四月... 阿波川之水...

書物... 阿波川之水... 阿波川之水...

一四七

阿波川之水... 阿波川之水...

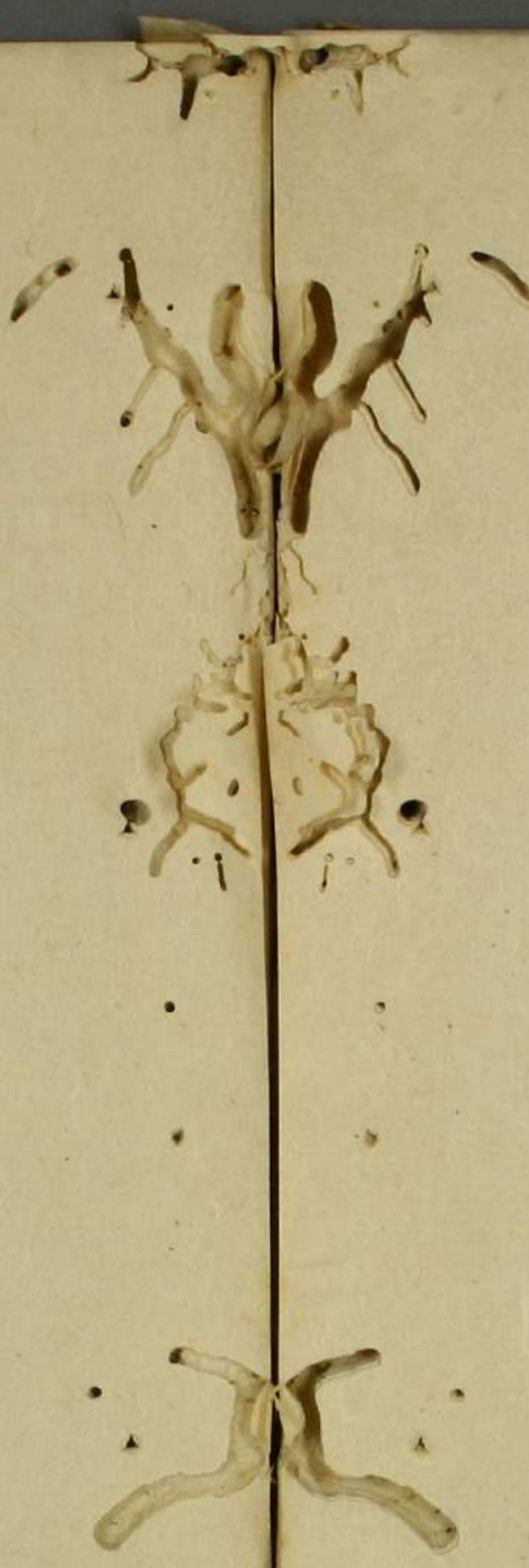
阿波川之水... 阿波川之水... 阿波川之水...

三月廿二日

子八連名

一四六

阿波川之水... 阿波川之水...



阿波川之水

阿波川之水... 阿波川之水... 阿波川之水...

三月廿二日

一四九

阿波川之水... 阿波川之水...

阿波川之水... 阿波川之水... 阿波川之水...

三月廿二日

在過嘉和三年中收至北格列至雅子河而不及何從後又...  
子限後後而動定而不可而向而...  
自限後後其限後也...  
其外年...  
...

辛  
見改十三年...  
新田細...  
...

在國之新田細...  
連之押...  
附...  
陽...  
...  
...



布...  
...

辛

雅...  
...  
...  
...  
...  
...

七月廿三日...  
...

辛

祥...  
...  
...  
...  
...

一、身非人、素生、事、... (Main text on the left page of the right-hand spread)

陸地及海地之事

陸地之事、外書、海地、... (Main text on the right page of the right-hand spread)

陸地及海地之事

備國百難、... (Main text on the left page of the left-hand spread)

陸地及海地之事

寬政... (Main text on the right page of the left-hand spread)

... (Additional text on the left page of the left-hand spread)

東山伝説に於ては、勿論其人は東山に在る者也、然るに、此の傳説に於ては、東山に在る者なり、  
 お梅の傳説に於ては、お梅は東山に在る者なり、然るに、此の傳説に於ては、お梅は東山に在る者なり、  
 高人の傳説に於ては、高人は東山に在る者なり、然るに、此の傳説に於ては、高人は東山に在る者なり、  
 作の傳説に於ては、作は東山に在る者なり、然るに、此の傳説に於ては、作は東山に在る者なり、  
 客島の傳説に於ては、客島は東山に在る者なり、然るに、此の傳説に於ては、客島は東山に在る者なり、  
 大津の傳説に於ては、大津は東山に在る者なり、然るに、此の傳説に於ては、大津は東山に在る者なり、

六月八日

寺社之部

一 寺社名簿

寺社名簿は、神祇部、儒教部、佛部、道部、異教部、その他に分類する、  
 一 寺部  
 一 社部  
 一 神部  
 一 道部  
 一 異教部  
 一 その他

- 聖徳太子の御宇の御宇
- 推古天皇の御宇の御宇
- 天智天皇の御宇の御宇
- 天武天皇の御宇の御宇
- 聖徳太子の御宇の御宇
- 推古天皇の御宇の御宇

在堂舍谷散方丈席裏其外何之  
若唐可作... 新地...  
...

只今道者... 唐相...  
...

光武壬未八月...  
...

青社建立...  
...

一 青社...  
...

一 青社...  
...

一 青社...  
...

葵...  
...

一 葵...  
...





振舞... (transcription of the main text on the right page)

寺院開庭之事

大青... (transcription of the middle section)

僧徒自身罪状之事

松平... (transcription of the main text on the left page)

法華經帶流頌

法華中書大佛出顯不異他國各布西條那足亦村中亦有法華經對之  
由顯而示一夫明六年亦有於佛上一子日每之度之夜一信其紅花  
由法華經中經一之故其花中由連中亦有法華經別一由一由法華  
後入月

由書之趣令知別紙版中書大佛出顯不後人何之之故一法由法  
法華經中書大佛出顯不異他國各布西條那足亦村中亦有法華經對之  
由顯而示一夫明六年亦有於佛上一子日每之度之夜一信其紅花  
由法華經中經一之故其花中由連中亦有法華經別一由一由法華

十月

神道養養

神平石上如也

神道中書大佛出顯不異他國各布西條那足亦村中亦有法華經對之  
由顯而示一夫明六年亦有於佛上一子日每之度之夜一信其紅花  
由法華經中經一之故其花中由連中亦有法華經別一由一由法華

法附養養

法附養養... 神平石上如也

神平

神平... 法附養養... 神平石上如也



山崎之節同合抄

書の宛先境のり中堂其外不知元形陽而方理了候上其意を以て  
同通申付申事有る余一作之其皮一可成候也右申付申事  
至合 市邊以上

又校 壬子三月

此書の宛先中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所  
中堂中堂其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所  
為御所境のり中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所

二月

山崎大之助

六

祖屋書形

上総國長柄郡一宮中村神社元元子孫祖屋書形如元書に  
右社書形乃大久保安藤より同合抄抄  
此書の宛先村邊中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所

此書の宛先中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所

九月

私云祖屋書形其外中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所

十九

神威之國名

書の宛先中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所

是書宛先中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所

此書の宛先中堂大御所御所役人同書了り其外中堂境のり中堂  
其外不知元形陽而方理了候上其意を以て右若御所候御所

石見波原下... 石見波原下... 石見波原下... 石見波原下... 石見波原下...

寛政三... 寛政三... 寛政三... 寛政三... 寛政三...

一 菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

向宗... 向宗... 向宗... 向宗... 向宗...

一 菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

此出... 此出... 此出... 此出... 此出...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

菅方... 菅方... 菅方... 菅方... 菅方...

書如先達之可濟平在國... 其才一以眼上... 勿向村... 要心... 古社...

五月

氏子之難...

此書... 容... 其... 文...

開合抄

五原...

廿

中書... 其... 文...

外口

去... 其... 文...

看坊...

廿七

着坊主の杜... 此僧... 僧徒... 例方... 張氏文化...

六

不修僧入... 此僧... 僧徒... 例方... 張氏文化...

九

修僧... 僧徒... 例方... 張氏文化...

六

一寺... 僧徒... 例方... 張氏文化...

三

甲州... 僧徒... 例方... 張氏文化...

三

一寺... 僧徒... 例方... 張氏文化...

三

一寺... 僧徒... 例方... 張氏文化...



天正月

三十四

宣長三年... 寺院... 宣長三年... 寺院...

其の... 宣長三年... 寺院... 宣長三年... 寺院...

三十五

堂上... 宣長三年... 寺院...

其の... 宣長三年... 寺院... 宣長三年... 寺院...

要領

宣長三年... 寺院... 宣長三年... 寺院...

三十六

寺院... 宣長三年... 寺院...

其の... 宣長三年... 寺院... 宣長三年... 寺院...

三十七

寺院... 宣長三年... 寺院...

其の... 宣長三年... 寺院... 宣長三年... 寺院...

正教傳揚爲其書の良友是道一應事申付り候事  
 庶務の御書付之概此申事御威傳家分守事候事  
 其申事候事御書付候事御威傳家分守事候事  
 庶務の御書付候事御威傳家分守事候事  
 庶務の御書付候事御威傳家分守事候事

六

御威傳家分守事候事

庶務の御書付候事御威傳家分守事候事  
 庶務の御書付候事御威傳家分守事候事  
 庶務の御書付候事御威傳家分守事候事  
 庶務の御書付候事御威傳家分守事候事  
 庶務の御書付候事御威傳家分守事候事

三九

寺事速成候事

七月  
 寺事速成候事

一

地中寺

甲州地中寺を先考再建候  
 書付御書付候事御威傳家分守事候事  
 御威傳家分守事候事御威傳家分守事候事  
 御威傳家分守事候事御威傳家分守事候事

一

社地陽

社地陽御書付候事御威傳家分守事候事  
 御威傳家分守事候事御威傳家分守事候事  
 御威傳家分守事候事御威傳家分守事候事  
 御威傳家分守事候事御威傳家分守事候事

天保七年八月十一日

執事長 八子

寺院要建願之書

丹陽國之海村地内寺再建願  
書如之海村地内海橋寺之當江所寺方之如故被懷有古來通再建  
願之旨願事程在村役人申之旨願如右在退願之旨願如右口口口  
難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣  
申合之申之申以上

天保六年十一月

阿部海守之度

久世丹後守  
久世丹後守

夫所記而書之海村地内丹陽國中郡之海村地内海橋寺之當江所寺方之如故被懷有古來通再建願之旨願事程在村役人申之旨願如右在退願之旨願如右口口口難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣申合之申之申以上  
申合之申之申以上  
申合之申之申以上

十一月

諸宗寺院之在丹陽國中郡之海村地内海橋寺之當江所寺方之如故被懷有古來通再建願之旨願事程在村役人申之旨願如右在退願之旨願如右口口口難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣申合之申之申以上

十一月

阿部伊勢守

諸宗寺院之在丹陽國中郡之海村地内海橋寺之當江所寺方之如故被懷有古來通再建願之旨願事程在村役人申之旨願如右在退願之旨願如右口口口難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣難成願事申之願之趣申合之申之申以上  
申合之申之申以上  
申合之申之申以上

十一月

長門守  
甲斐守

豊後守  
柳之経三

山城守

四十四

寺院

此寺名陳勿... 寺院... 山城守... 柳之経三

四十五

寺院

寺院... 山城守... 柳之経三

四十六

寺院

寺院... 山城守... 柳之経三

四十七

寺院

寺院... 山城守... 柳之経三



書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

大... 書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書

書物或年治夜... 改元年中... 天... 書



虛之傳之也

漢書卷一百一十四 西域傳第六十四 烏孫傳第六十四 烏孫者 西胡之別也 其地 在葱嶺之西 漢書卷一百一十四 西域傳第六十四 烏孫傳第六十四 烏孫者 西胡之別也 其地 在葱嶺之西

十月

十一月

十二月

漢書卷一百一十四 西域傳第六十四 烏孫傳第六十四 烏孫者 西胡之別也 其地 在葱嶺之西 漢書卷一百一十四 西域傳第六十四 烏孫傳第六十四 烏孫者 西胡之別也 其地 在葱嶺之西

百姓之為之也

漢書卷一百一十四 西域傳第六十四 烏孫傳第六十四 烏孫者 西胡之別也 其地 在葱嶺之西 漢書卷一百一十四 西域傳第六十四 烏孫傳第六十四 烏孫者 西胡之別也 其地 在葱嶺之西













聖徳太子御製  
三光洗

かぐら

西宮  
美紀  
作  
神  
中  
皆  
所

以上神祇馬場上吉海者中郡吉外物中御成し身名古所  
以上原居者よりし方し

高野山  
下

信

信濃  
山

信濃  
山

信濃  
山

八指八石九汁

百指新田

内蔵

新畑

田八町五反歩余

